

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条第 1 項の規定により、平成 20 年度技能検定を次のとおり行う。

平成 20 年 3 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 1 技能検定の実施職種

(1) 隨時 3 級（隨時実施により行われる 3 級をいう。以下同じ。）、基礎 1 級及び基礎 2 級 さく井、鋳造（鋸鉄鋳物鋳造、銅合金鋳物鋳造及び軽合金鋳物鋳造に係るものに限る。）、鍛造（ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金（ダクト板金に係るものに限る。）、工場板金（機械板金に係るものに限る。）、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（機械系保全に係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色（糸浸染及び織物・ニット浸染に係るものに限る。）、ニット製品製造（丸編みニット製造及び靴下製造に係るものに限る。）、婦人子供服製造（婦人子供既製服製造に係るものに限る。）、紳士服製造（紳士既製服製造に係るものに限る。）、寝具製作、帆布製品製造、布はぐ縫製（ワイシャツ製造に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形（手積み積層成形に係るものに限る。）、石材施工（石材加工及び石張りに係るものに限る。）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工（シーリング防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装（壁装に係るものに限る。）、塗装（建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）、工業包装

注 上記職種のうち隨時 3 級の試験については、当該職種に係る基礎 1 級又は基礎 2 級に合格した者に限り受けることができるものとする。

## 2 技能検定の日時及び場所

区分	日 時	場 所
実技試験	岩手県職業能力開発協会が別に通知する日時	別に通知する場所
学科試験		

3 受検手続 受検申請書を岩手県職業能力開発協会に提出すること。

4 その他 詳細については、岩手県商工労働観光部労政能力開発課又は岩手県職業能力開発協会（盛岡市大通三丁目 2 番 8 号岩手県金属工業会館内）に問い合わせること。